

# 公益財団法人日本サイクリング協会 公認指導者資格認定規程

平成11年 7月 1日制定

平成23年 6月27日改正

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本サイクリング協会（以下「本協会」という。）寄附行為第5条2号の規定に基づき、本協会が公認する指導者（以下「公認指導者」という。）を養成し、その資格を認定するために必要な事項を定める。

第2条 この規程は、公認指導者を養成し、その資質の向上をはかり、サイクリングを中心とする野外活動の啓発及びサイクリング運動の普及発展に資することを目的とする。

第3条 この規程でいう資格認定とは、公認指導者の資格を得ようとする者の行う申請手続き、審査過程及び合格者が所定の手続きを経て登録、公認されるまでを総称する。

第4条 この規程で定める公認指導者の資格は、次の4種とする。

- (1)サイクリング・リーダー
- (2)サイクリング・インストラクター
- (3)サイクリング・ディレクター2級
- (4)サイクリング・ディレクター1級

## 第2章 公認指導者資格認定委員会

第5条 この資格認定を実施するため、公認指導者資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、資格申請に基づき、資格認定のための審査等を行う。

第6条 委員会の構成、運営等については、別に定める。

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集開催する。

## 第3章 公認指導者の資格

第8条 公認指導者は、次回の更新まで継続して本協会の会員でなければならない。

第9条 サイクリング・リーダー（以下「リーダー」という。）は、次の各項に該当する

者とする。

- (1) 18歳以上で、公認指導者としてサイクリングの小グループを統括して安全に共に楽しむための基礎的な理論と技術を習得する意欲と情熱を持ち、本協会の催事及び各都道府県サイクリング協会（以下「地方協会」という。）の活動に積極的に参加できること。
- (2) 本協会の認める「サイクリング・リーダー養成講習会」を履修し、本協会の認定を受けた者であること。

第10条 サイクリング・インストラクター（以下「インストラクター」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 公認指導者としてサイクリングに対する意欲と情熱を持ち、小グループを統括して安全且つ共に楽しむ能力を有し、基礎的な理論と技術をもって、本協会の催事及び地方協会の活動に積極的に参加できること。
- (2) 本規程第22条に定める登録更新（以下「更新」という。）を1回以上行なった者であること。
- (3) 本規程第17条第2号に定める「サイクリング・インストラクター検定試験」に合格し、本協会の認定を受けた者であること。

第11条 サイクリング・ディレクター（以下「ディレクター」という。）2級は、次の各項に該当する者とする。

- (1) 公認指導者としてサイクリングを中心とした野外活動の健全なる普及と推進及び啓発に努め、指導的立場で関与するとともに、各種行事へ参加する等、本協会の催事及び地方協会に積極的に携わり基礎的な指導ができ、サイクリング大会等を安全且つ円滑に運営できる催事の担当者として一定の統率力、判断力、決断力を有すること。
- (2) インストラクターの資格を取得後、1回以上の更新を行なった者であること。
- (3) 所定のディレクター2級養成課程を履修、合格し、本協会の認定を受けた者であること。

第12条 ディレクター1級は、次の各項に該当する者とする。

- (1) サイクリングを中心とした野外活動に関する専門的な指導を行うとともに、本協会の催事及び地方協会運営等において指導、助言及び地域における講習会において公認指導者の育成、指導が積極的に行うことができ、サイクリング大会等を安全且つ円滑に運営できる催事の責任者として総合的な統率力、判断力、決断力を有すること。
- (2) ディレクター2級の資格を取得後、1回以上の更新以上行なった者であること。
- (3) 所定のディレクター1級養成課程を履修、合格し、本協会の認定を受けた者であること。

## 第4章 公認指導者の養成および検定

第13条 本協会の公認指導者の資格を得ようとする者に対して、次の養成講習会を行う。

- (1) リーダーの養成は、別表1に定める公認指導者養成カリキュラム（以下「カリキュラム」という。）により、本協会または地方協会において養成講習会を開催する。
- (2) インストラクターになろうとする者の養成は、本協会または地方協会の活動において行ない、インストラクターの検定も本協会または地方協会において行なう。
- (3) ディレクター2級の養成は、別表1に定めるカリキュラムにより、本協会または地方協会において養成講習会を開催する。
- (4) ディレクター1級の養成は、別表1に定めるカリキュラムにより、本協会または地方協会において養成講習会を開催する。

第14条 前条による養成講習会を受講しようとする者（以下「受講者」という。）は、次により受講申請を行うものとする。

- (1) リーダー養成講習会の受講者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める受講料を添えて、本協会または地方協会に申請する。
- (2) ディレクター2級及びディレクター1級養成講習会の受講者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める受講料を添えて、本協会または地方協会を経て本協会に申請する。

第15条 第17条第2号の「サイクリング・インストラクター検定試験」の受験者（以下「受験者」という。）は、所定の申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める検定料を添えて、本協会または地方協会に申請する。

第16条 第13条の養成講習会及び第17条第2号の検定試験は、次により行う。

- (1) リーダーの養成講習会は、満年齢18歳以上の者に対して行う。
- (2) インストラクターの検定試験は、リーダーの資格を取得後、更新の時期までに3回以上の本協会または地方協会の活動経験を有する者に対して行う。
- (3) ディレクター2級の養成講習会は、インストラクターの資格を取得した後、更新の時期までに3回以上の本協会または地方協会の指導経験を有する者に対して行う。
- (4) ディレクター1級の養成講習会は、ディレクター2級の資格を取得した後、更新の時期までに3回以上の本協会または地方協会の指導経験を有する者に対して行う。

## 第5章 資格認定及び審査

第17条 本協会は、第13条の養成講習会等を修了した者に対して、資格認定及び審査を行う。

- (1)リーダーは、所定の養成講習会のカリキュラムのすべてを履修した者に対し修了証を交付し、資格検定は行わない。
- (2)インストラクターは、別表3に定める資格検定科目（面接試験、筆記試験、実技試験）に合格した者に対して修了証を交付する。
- (3)ディレクター2級及びディレクター1級は、所定の養成講習会のカリキュラムのすべてを履修し、専門科目、専門共通科目、共通科目の各科目資格検定（筆記試験、実技試験及び通信教育「レポート評価」）に合格した者に対して修了証を交付する。
- (4)修了証を受領した受講者または受験者は、所定の資格認定申請書に各科目の修了証写しと別表2に定める審査料を添え、本協会または地方協会を経て本協会に申請する。
- (5)本協会は、申請書受理後申請書類を基に委員会において合否判定審査を行う。
- (6)資格認定審査に合格した者の決定は、本協会会長が委員会から報告された結果に基づいて行い、審査結果を本人宛に通知する。

## 第6章 登録及び更新

第18条 資格が認定された者の登録申請手続きは、次の通りとする。

- (1)リーダー及びインストラクターの登録申請をしようとする者は、養成講習会の修了した日から1カ月以内に所定の登録申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める登録料及び公認料を添えて本協会または地方協会に申請する。
- (2)ディレクター2級及びディレクター1級の登録申請をしようとする者は、資格を取得した日から1カ月以内に所定の登録申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める登録料及び公認料を添えて、本協会または地方協会を経て、本協会に申請する。

第19条 本協会は、指導者登録申請者に対し、「リーダー」、「インストラクター」、「ディレクター2級」、「ディレクター1級」の資格認定証及び指導者証を交付する。

第20条 本協会は、資格認定された者が所定の期間内に登録申請を行わないときは、その資格認定を取り消すものとする。

第21条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とし、年度の途中において、新規に登録された者の有効期間については、登録の日に属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

第22条 指導者の登録を更新しようとする者は、登録の有効期間の満了する2カ月前までに、所定の登録申請書に必要事項を記載の上、別表2に定める登録更新料を添えて本協会または地方協会に申請する。

第23条 本協会は、前条に定める登録更新の手続きを行わないときは、その登録を取り消すものとする。

第24条 登録を更新しようとする者は、資格有効期限内に別に定める研修を受けなければならない。

第25条 本協会は、指導者が次の事項に該当する場合、委員会に諮って登録期間中に係わらず資格を取り消すことがある。

- (1)本規程に違反した場合。
- (2)指導者としてふさわしくない行為があった場合。

第26条 本規程の実施に関する細部については別に定める。

#### 附 則

1. 本規程は平成11年7月1日から施行し、平成23年6月27日から適用する。
2. 本規程の施行にあたり、「サイクリング公認指導者の登録に関する規程」（平成7年4月1日制定）による指導者登録をされている者の取り扱いについては別に定める。